

イーストとくしま観光推進機構  
防災ツーリズムコンテンツ造成事業  
仕様書

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）  
防災ツーリズムコンテンツ造成事業

2 目的

吉野川がもたらした恵みにより発展した徳島東部圏域（※）において、吉野川の恵みと災いを知ることで、人と自然との付き合い方を理解してもらうこと。またツアーを通じて地域ならではの食や文化に触れ、徳島東部圏域における観光消費額の増加をはかるもの。

防災や減災に関心のある徳島東部圏域旅行客をメインターゲットとし、四国各地に残された災害に関する言い伝えや体験談がまとめられた「～先人の工夫や知恵に学ぶ～四国防災八十八話（以下、「四国防災八十八話」という。）」に収録されている徳島東部圏域の10スポットを中心に、地域性とストーリー性を持たせたいうえで、体験型旅行商品として造成するもの。またモニターツアーとガイド育成を実施し、コンテンツのブラッシュアップと受入体制の整備をはかる。

※徳島東部圏域とは、徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町をいう

○ 四国防災八十八話とは

四国各地に残る水害、土砂災害、地震・津波、高潮、濁水に関する物語や言い伝えなどから、「史実である」「今日的な教訓がある」「災害の種類を網羅」「時代」を考慮して、八十八話の教訓・防災話を選定したもの。国土交通省四国地方整備局が企画を行い、愛媛大学防災情報研究センターが事例を収集、四国防災八十八話検討委員会により編纂された。地域の災害を網羅し、体系的にまとめられたものは全国的にも貴重であり、防災学習の題材として活用してもらうきっかけになればとの考えから、平成31年度より徳島大学が主体となり「四国防災八十八話・普及啓発研究会」が発足し、マップを制作、教育委員会を通じて、小中学校等に配布されている。

現地探訪やオンラインツアーの実施、効果検証により学習方法や普及啓発ツールの開発・支援を継続している点が特に評価され、令和6年9月には内閣府及び国土交通省が創設した「NIPPON防災資産」の「優良認定」を受けている。

### 3 委託料上限額

1, 270千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※調査費・通信費・交通費等、諸経費等を含む。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

### 5 業務の内容

#### (1) 防災ツーリズムコンテンツの磨き上げと商品化

防災や減災に関心のある徳島東部圏域旅行客をメインターゲットとし、四国防災八十八話に収録されている徳島東部圏域の10スポットを中心に、地域性とストーリー性を持たせたいうで、体験型旅行商品として造成する。

#### (2) ガイドの育成

地域住民を対象にした「防災ガイド育成」を推進し、語り手を増やすことで地域への防災知識の普及と商品造成後の受け入れ体制の整備をはかる。1回以上のワークショップを開催し、最低5名以上のガイドを育成することとする。

#### (3) モニターツアーの実施

防災や歴史に関心のある旅行客を複数名招聘し、「四国八十八話」に関するコンテンツをめぐるながら徳島東部圏域を周遊するモニターツアーを催行し、コンテンツの磨き上げを行う。

#### (4) 本コンテンツの理解が深まる資料の作成

訪問場所や体験プログラムの理解を深めるため、ガイド用の手持ち資料や、ツアー終了後に訪問者が持ち帰りできる資料をそれぞれ用意すること。

#### (5) 写真撮影

モニターツアーの行程やその前後において、機構がプロモーション活動で使用する写真の撮影を行う。なお、掲載媒体はホームページ、YouTube、SNS（Instagram、Facebook、X）を想定している。

##### ① 写真撮影

- ・枚数：各スポットにつき3枚以上
- ・ターゲットとなる旅行者のインサイトを踏まえ、閲覧に適した解像度とする
- ・コンテンツの内容をわかりやすく伝えられるもの

##### ② 留意事項

- ・写真の構成やトーン&マナーは、機構と協議の上で決定する。
- ・著作権や使用権などに留意し、必要に応じて使用の許可を得ること。

#### (6) 動画撮影

モニターツアーの行程やその前後において、機構がプロモーション活動で使用する動画の撮影と制作を行う。なお、掲載媒体はホームページ、YouTube、SNS（Instagram、

Facebook、X) を想定している。

① 動画制作

- ・本数：1本
- ・場所名や体験名に関するキャプションをつける（掲載位置は提案によるものとする）
- ・動画の長さは、3分程度とする。
- ・動画と調和する効果的な音楽を使用する。
- ・画面縦横比は横長の16：9とする。
- ・視聴に適した解像度、画質を提案することとする。

② 留意事項

- ・写真の構成やトーン&マナーは、機構と協議の上で決定する。
- ・著作権や使用权などに留意し、必要に応じて使用の許可を得ること。

## 6 成果品

次の業務成果品を令和7年3月21日（金）までに電子データで提出すること。

(1) 事業実績報告書

造成コンテンツの内容、ガイド育成の取組結果の記録など業務全般の報告書

(2) 育成ガイド一覧表（育成したガイドの氏名・特徴・連絡先）

(3) 本コンテンツの理解が深まる資料（原本・電子データの双方で提出すること）

(4) 撮影写真（写真はJPEG等とする）

(5) 制作動画（形式はMP4とする）

(6) 機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち、機構が指示する資料一式

## 7 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合すると認められた場合、精算払いにより支払う。

## 8 事業の変更・中止

(1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

(2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

## 9 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

## 10 その他事項

- (1) 今回の業務委託による成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。  
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物のうち動画と撮影写真は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。